

公園緑地課所管施設における姫路市公共施設予約システム利用規約

平成26年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、公園緑地課所管施設において姫路市公共施設予約システムを利用するために必要な事項で、「姫路市公共施設予約システム利用規約」に定めていない事項または異なる事項を定めます。本規約に定めていない事項に関しては「姫路市公共施設予約システム利用規約」に準ずるものとします。

(登録区分)

第2条 個人の利用者登録は、次の区分により行います。

- (1) 市内個人（市内に在住、在勤、在学で、登録を行う年度の4月1日において中学生以上の者）
- (2) 市外個人（登録を行う年度の4月1日において中学生以上で、上記以外の者）

2 登録区分によって、利用者が使用できるシステムの機能は次の各号の通りです。

- (1)登録区分が市内個人の利用者は、予約の抽選申込、予約の抽選後に空いているコマの予約及び空き情報の検索を行うことができます。
- (2)登録区分が市外個人の利用者は、予約の抽選申込は行うことはできませんが、予約の抽選後に空いているコマの予約及び空き情報の検索を行うことができます。

(抽選)

第3条 登録区分が市内個人の登録者は、使用日の3ヶ月前の10日から25日の間に、予約の抽選申込を行うこととします。

2 予約の抽選の当選者については、予約の抽選申込の内容により、システムが自動的に予約を行います。

(予約)

第4条 登録者は、予約が行われた場合自動的に使用許可を得るものとします。

- 2 予約開始日は、使用日の2ヶ月前からとします。
- 3 予約終了日は、使用日までとします。
- 4 予約の取消しはシステム上で使用日まで可能です。ただし、使用日の2日前からの予約の取り消しはペナルティの対象となります。

(利用停止)

第5条 不適切なシステムの利用があった場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じペナルティの点数が加算され、累積7点以上になると3箇月間システムの利用を停止します。

- (1) 予約のキャンセルをしないまま当日使用しない時 5点
- (2) 予約のキャンセルを使用日当日に行った場合 3点
- (3) 予約のキャンセルを使用日の前日に行った場合 2点
- (4) 予約のキャンセルを使用日の2日前に行った場合 1点

2 ペナルティの点数は次の各号に掲げる場合に点数が0点にリセットされます。

- (1) システム利用停止となり、利用停止期間が終了した場合
- (2) ペナルティが最後に加算されてから1年間ペナルティが無い場合

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行します。